

○国家公安委員会規則第十号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の一部及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則

（技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部改正）

第一条 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 出 各	温 出 各
(技能検定の合格基準) 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下「令」という。）<u>第27条第3項</u>に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。第6条、<u>第12条第2項</u>において読み替えて準用する<u>第5条</u>及び<u>第12条第3項</u>において「法」という。）第5条の4第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。 ア [略] イ <u>用心金</u>の中に指を入れること（射撃をする場合を除く。）。 ウ [略] エ 機関部を開放せず、又は弾倉を<u>取り外さない</u>で猟銃を携帯し（射撃をする場合を除く。）、又は銃架等に置くこと。 オ 猟銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が<u>装填</u>されているかどうかの確認を怠ること。 カ 射台以外の場所において実包を<u>装填</u>すること。 キ 実包を<u>装填</u>したまま射台を離れること。 [ク・ケ 略] (2) 猟銃の射撃の科目についての技能検定において、次に掲げる	(技能検定の合格基準) 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（<u>第6条</u>及び<u>第7条</u>において「令」という。）<u>第20条第3項</u>に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 猟銃の操作の科目についての銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。第6条<u>及び第7条</u>において「法」という。）第5条の4第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）において、次に掲げる行為を行わないこと。 ア [同左] イ <u>用心がね</u>の中に指を入れること（射撃をする場合を除く。）。 ウ [同左] エ 機関部を開放せず、又は弾倉を<u>取りはずさない</u>で猟銃を携帯し（射撃をする場合を除く。）、又は銃架等に置くこと。 オ 猟銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が<u>装てん</u>されているかどうかの確認を怠ること。 カ 射台以外の場所において実包を<u>装てん</u>すること。 キ 実包を<u>装てん</u>したまま射台を離れること。 [ク・ケ 同左] (2) [同左]

区分に従い、それぞれ次に掲げる成績を得ること。

ア 散弾銃による射撃 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この号及び第4条第1項において「指定府令」という。）別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第3条及び第7条において「トラップ射撃」という。）にあつては2個以上の標的に、指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第3条及び第7条において「スキート射撃」という。）にあつては3個以上の標的に命中すること。

イ [略]

ウ イに掲げるライフル銃以外のライフル銃による射撃 立射にあつては25点以上を、膝射にあつては40点以上を、伏射にあつては60点以上を得点すること。

（散弾銃射撃検定の実施方法）

第3条 猟銃の射撃の科目についての技能検定のうち散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃検定」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。

2 [略]

3 散弾銃射撃検定における標的の放出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 標的は、トラップ射撃にあつては最大飛しょう距離が70メートル以上80メートル以下に、スキート射撃にあつては最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下になるような速度で

ア 散弾銃による射撃 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この号及び第4条第1項において「指定府令」という。）別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第3条において「トラップ射撃」という。）にあつては2個以上の標的に、指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して行うもの（第3条において「スキート射撃」という。）にあつては3個以上の標的に命中すること。

イ [同左]

ウ イに掲げるライフル銃以外のライフル銃による射撃 立射にあつては25点以上を、膝射にあつては40点以上を、伏射にあつては60点以上を得点すること。

（散弾銃射撃検定の実施方法）

第3条 猟銃の射撃の科目についての技能検定のうち散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃検定」という。）は、トラツブ射撃又はスキート射撃により行うものとする。

2 [同左]

3 [同左]

(1) 標的は、トラツブ射撃にあつては最大飛しょう距離が70メートル以上80メートル以下に、スキート射撃にあつては最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下になるような速度で

放出するものとする。

〔(2)・(3) 略〕

〔4・5 略〕

(ライフル銃射撃検定の実施方法)

第4条 猟銃の射撃の科目についての技能検定のうちライフル銃によるもの（以下この条において「ライフル銃射撃検定」という。）は、指定府令別表第四から第六までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して、立射、膝射又は伏射により行うものとする。

〔2・3 略〕

(操作講習の講習事項)

第6条 法第5条の5第1項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第28条第2項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装填及び拔出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。

〔(1)～(5) 略〕

〔2・3 略〕

(散弾銃射撃講習の講習事項)

第7条 技能講習のうち、令第28条第2項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射

放出するものとする。

〔(2)・(3) 同左〕

〔4・5 同左〕

(ライフル銃射撃検定の実施方法)

第4条 猟銃の射撃の科目についての技能検定のうちライフル銃によるもの（以下この条において「ライフル銃射撃検定」という。）は、指定府令別表第四から第六までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設を使用して、立射、膝射又は伏射により行うものとする。

〔2・3 同左〕

(操作講習の講習事項)

第6条 法第5条の5第1項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第21条第2項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装填及び拔出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。

〔(1)～(5) 同左〕

〔2・3 同左〕

(散弾銃射撃講習の講習事項)

第7条 技能講習のうち、令第21条第2項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射

撃又はスキート射撃により行うものとする。

[2 ～ 6 略]

(ライフル銃等射撃講習の講習事項)

第 8 条 技能講習のうち、令第28条第 2 項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち 1 以上の射撃姿勢により行うものとする。

[(1) ～ (4) 略]

[2 ～ 4 略]

(技能講習の修了認定)

第11条 令第29条による認定は、令第28条第 2 項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項について第 6 条から第 9 条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した者に対して行うものとする。

(考查の合格基準等)

第12条 第 1 条の規定は、令第33条第 3 項に規定する基準について準用する。

2 第 2 条から第 5 条までの規定は、令第33条第 3 項の規定による考查について準用する。この場合において、第 5 条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第 9 条の 4 第 1 項第 2 号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。

3 [略]

撃又はスキート射撃により行うものとする。

[2 ～ 6 同左]

(ライフル銃等射撃講習の講習事項)

第 8 条 技能講習のうち、令第21条第 2 項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち 1 以上の射撃姿勢により行うものとする。

[(1) ～ (4) 同左]

[2 ～ 4 同左]

(技能講習の修了認定)

第11条 令第22条による認定は、令第21条第 2 項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項について第 6 条から第 9 条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した者に対して行うものとする。

(考查の合格基準等)

第12条 第 1 条の規定は、令第26条第 3 項に規定する基準について準用する。

2 第 2 条から第 5 条までの規定は、令第26条第 3 項の規定による考查について準用する。この場合において、第 5 条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第 9 条の 4 第 1 項第 2 号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。

3 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(警備業の要件に関する規則の一部改正)

第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇三十 略」 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪 「三十二〇四十六 略」 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 「イ〇ニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 「同上」 「一〇三十 同上」 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。)に規定する罪 「三十二〇四十六 同上」 四十七 「同上」 「イ〇ニ 同上」 ホ 「同上」

〔1〕 〔18〕 略〕 (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）<u>、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）</u>、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）<u>、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪</u> 〔20〕 〔28〕 略〕 へ 〔略〕 〔四十八〕六十 略〕	〔1〕 〔18〕 同上〕 (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、<u>第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪</u> 〔20〕 〔28〕 同上〕 へ 〔同上〕 〔四十八〕六十 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条 法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇三十 略」 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 「三十二〇四十六 略」 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 「イ〇ニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条 「同上」 「一〇三十 同上」 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 「三十二〇四十六 同上」 四十七 「同上」 「イ〇ニ 同上」 ホ 「同上」

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〕
〔(18)〕
略

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項(拳銃等の発射に係るものを除く。)、第二項若しくは第三項、第三十条の二第一項、第三十一条の三第一項(拳銃等の所持に係るものを除く。)、第二項(拳銃等の所持に係るものを除く。)、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
略

へ

〔略〕

〔四十八〕
六十
略

〔(1)〕
〔(18)〕
同上

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕
六十
同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為等) 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 〔一〇三十 略〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二〇四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔イ〇ニ 略〕 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	(暴力的不法行為等) 第一条 「同上」 〔一〇三十 同上〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二〇四十六 同上〕 四十七 「同上」 〔イ〇ニ 同上〕 ホ 「同上」

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〕
〔(18)〕
略

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項(拳銃等の発射に係るものを除く。)、第二項若しくは第三項、第三十条の二第一項、第三十一条の三第一項(拳銃等の所持に係るものを除く。)、第二項(拳銃等の所持に係るものを除く。)、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
略

へ

〔略〕

〔四十八〕
六十
略

〔(1)〕
〔(18)〕
同上

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕
六十
同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第五条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇三十 略」 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪 「三十二〇四十六 略」 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 「イ〇二 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	「同上」 「一〇三十 同上」 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪 「三十二〇四十六 同上」 四十七 「同上」 「イ〇二 同上」 ホ 「同上」

〔1〕 〔18〕 略 (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）<u>、第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）</u>、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）<u>、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪</u> 〔20〕 〔28〕 略 へ 〔略〕 〔四十八〕 六十 略	〔1〕 〔18〕 同上 (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、<u>第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪</u> 〔20〕 〔28〕 同上 へ 〔同上〕 〔四十八〕 六十 同上
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第六条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕三十 略〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪 〔三十二〕四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔イ〕ニ 略〕 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 〔同上〕 〔一〕三十 同上〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。)に規定する罪 〔三十二〕四十六 同上〕 四十七 〔同上〕 〔イ〕ニ 同上〕 ホ 〔同上〕

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〕
〔(18)〕
略

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
略

へ

〔略〕

〔四十八〕
六十
略

〔(1)〕
〔(18)〕
同上

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕
六十
同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法律」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕三十 略〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪 〔三十二〕四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔イ〕ニ 略〕 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 〔同上〕 〔一〕三十 同上〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪 〔三十二〕四十六 同上〕 四十七 〔同上〕 〔イ〕ニ 同上〕 ホ 〔同上〕

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〕
〔(18)〕
略

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
略

へ

〔略〕

〔四十八〕
六十
略

〔(1)〕
〔(18)〕
同上

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
同上

へ

〔同上〕

〔四十八〕
六十
同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正）

第八条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〇三十 略〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二〇四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔イ〇ニ 略〕 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三条 〔同上〕 〔一〇三十 同上〕 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二〇四十六 同上〕 四十七 〔同上〕 〔イ〇ニ 同上〕 ホ 〔同上〕

罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〕
〔(18)〕
略

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十条の二第一項、第三十一条の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
略

へ

〔四十八〕
六十
略

〔(1)〕
〔(18)〕
同上

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

〔(20)〕
〔(28)〕
同上

へ

〔四十八〕
六十
同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第九条 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(指定の基準等) 第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）<u>第二十三條第二項、第二十六第二項又は第三十八條第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。</u> 2 指定の基準は、次のとおりとする。 一 令<u>第二十三條第一項、第二十六第一項又は第三十八條第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。</u> 〔二〃四 略〕
改正前	(指定の基準等) 第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）<u>第十九條第二項、第十九條の四第二項又は第三十一條第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。</u> 2 〔同上〕 一 令<u>第十九條第一項、第十九條の四第一項又は第三十一條第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。</u> 〔二〃四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。